

な安全対策を講じるものとする。

第4条 (秘密保持)

1. 甲は、秘密情報が乙の重要な営業上の情報であり、万が一この秘密情報が漏洩した場合には、乙に回復困難な損害が発生することを認識するものとする。
2. 甲は、秘密情報について厳にその秘密を守秘し、第三者に漏洩しないものとする。
3. 甲は、甲の取締役・監査役・その他の役員及び従業員、甲が選任する公認会計士・弁護士・税理士その他法令上の守秘義務を負う専門家に対して、この契約内容を遵守させることについて一切の責任を負うものとする。また、捜索、差押等法律上の強制力を伴う手段に基づく開示について、甲は開示後すみやかに乙に報告するものとする。

第5条 (利用目的)

1. 甲は、秘密情報が、乙が甲に対して秘密情報を開示した目的（以下「開示目的」という）のためにのみ開示されていることを認識するものとする。
2. 甲は、開示目的を履行するため以外には、秘密情報を、利用、複写、複製しないものとする。

第6条 (外部委託)

1. 甲は、取引交渉の結果本件取引が成立したか否かに関わりなく、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって扱い、その複製は本件取引に関連して、かつ本件取引に必要な範囲においてのみ作成する。また、次の各号に掲げる行為を禁じる。
 - ① 秘密情報を第三者（自己の株主、役員、従業員または代理人で取引交渉に関与、助言または監督する立場にない者を含む。以下、併せて「第三者」と称する）に漏洩すること。
 - ② 第三者のために秘密情報を利用すること。
2. 甲は、本件取引に関わる甲の業務を第三者に委託する場合、甲とその第三者との間で本秘密保持契約と同等の契約を結ぶことが必要である。この契約の下に、甲はこの第三者に対して秘密情報を開示することができるが、第三者は、甲に対して直接本誓約の義務を負うものとし、その第三者に義務違背があった場合、甲は連帯責任を負うものとする。

第7条 (秘密情報（個人情報）の取扱)

1. 甲は、その事業の目的たる業務を実施するにあたって、取締役・監査役・その他の役員及び従業員、甲が選任する公認会計士・弁護士・税理士その他法令上の守秘義務を負う専門家以外が個人情報を利用し、使用し、複製しまたはアクセス（以下総称して「使用」という）する必要が生じたときは、あらかじめ個人情報の種類別に、乙の承

諾を得たうえで行うものとし、乙の承諾を得ることなく個人情報を使用することは出来ないものとする。

2. 甲は、秘密情報を使用するにあたって、乙の定める方法、指示に従うものとする。
3. 甲は、次の各号にあたる行為をすることができないものとする。
 - ① 個人情報を、その事業の目的たる業務を実施する以外の目的で使用する事。
 - ② 個人情報を、その事業の目的たる業務を実施する以外の目的で社外へ持ち出すこと。
 - ③ 個人情報を、その事業の目的たる業務を実施する以外の目的で第三者へ開示、または提供すること。

第8条 (返却及び廃棄)

1. 甲は、乙が要求した場合、秘密情報が記録されたすべての媒体を直ちに返還または破棄するものとする。
2. 甲は、開示目的が終了し、乙から受けた秘密情報の使用・保存の必要がなくなったときは、乙の指示に従い、秘密情報が記録されたすべての媒体を速やかに乙に返還または破棄するものとする。

第9条 (事故報告)

1. 甲が秘密情報を漏洩し又は開示目的を超え若しくは開示目的と異なる目的で秘密情報を利用、複製、複製した場合（以下「漏洩等」という）には、直ちに、その旨を乙に報告しなければならない。
2. 漏洩等が発生した場合、甲は乙が要求するすべての事項について直ちに調査を行い、乙に報告しなければならない。また甲は乙の指示に従い、漏洩を防止し、開示目的外での利用を停止する措置をとらなければならない。
3. 漏洩等が発生した場合、甲は、乙が指定する、若しくは法に定められた方法、時期及び内容で、漏洩等にかかる事実を公表しなければならない。
4. 前各項にかかわらず、甲はその責めによらずに秘密情報が漏洩していることを覚知した場合でも、甲は遅滞なく乙に報告しなければならない。

第10条 (反社会的勢力でないことの誓約)

甲及び甲の役員その他甲を実質的に所有し若しくは支配する者は、現在、暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないことを表明するとともに、将来もこれに該当しないことを確約する。

第11条 (秘密情報の取扱いに係る損害賠償)

1. 甲が、本誓約書の各条項に違反したことにより乙に損害が生じたときは、甲は生じた損害の賠償を行うものとする。
2. 甲の再委託先等が本誓約書の各条項に違反したことにより乙に損害が生じたときは、甲は違反した再委託先等と連帯して、生じた損害の賠償を行うものとする。

第12条 (他の契約との関係)

本誓約書の差し入れ以前に交わされた甲と乙との間の書面又は口頭による合意が本誓約書の内容と矛盾抵触する場合には、その矛盾抵触する部分については、本誓約書の各条項が優先するものとする。

第13条 (有効期間)

本誓約書の有効期間は本誓約書の差入日より1年間とし、また、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙から別段の意志表示がなされなかった場合は、期間満了日から更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

令和 年 月 日

甲 住 所 東京都港区六本木 7-18-5
会社名 株式会社 Reverens
代表者 代表取締役 武本 哲洸